

久美浜湾口での魚釣り等は法令で

禁止されています。

- 久美浜湾口では『京都府漁業調整規則』により、魚釣りや貝拾いなどで**水産動植物（魚介類や海藻類）**を採ることは、**漁業者の方を含めて全面的に禁止されています。**
- 湾口で水産動植物を採られますと**6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金**、又はその併科となるおそれがあります。

【京都府漁業調整規則】

第36条 何人も、久美浜湾口（京丹後市久美浜町大向小字ヒデ1589番地の標杭京共基68号標柱と同市久美浜町湊宮小字須崎1613の14番地京共基69号標柱を結んだ線、京共基69号標柱から同市久美浜町湊宮水戸口防波堤突端に至る最大高潮時海岸線、同市久美浜町湊宮水戸口防波堤突端と三島北端を結んだ線、同島北端と同市久美浜町大向水戸口突端を結んだ線及び同市久美浜町大向水戸口突端から京共基68号標柱に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた海域をいう。）においては、水産動植物を採捕してはならない。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者



このチラシの内容についてのお問い合わせは

京都府水産事務所漁政課（漁業漁船係） 電話：0772-22-4438 電子メール：suisanjimusho@pref.kyoto.lg.jp